



5 消安第 4003 号
令和 5 年 10 月 4 日

栃木県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道美唄市で回収された死亡野鳥における A 型インフルエンザ
ウイルス簡易検査陽性の確認に伴う防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 5 年 9 月 12 日付け 5 消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策徹底通知」という。）等により、万全を期すようお願いしているところです。

本日、北海道美唄市で回収された野鳥（ハシブトガラス）1 羽の死亡個体における A 型インフルエンザウイルス簡易検査で陽性反応が確認された旨、環境省から別添のとおりプレスリリースされました。

本事例は、今年度の渡り鳥の飛来シーズンを迎えて以降初めてとなる国内での鳥インフルエンザウイルスの検出が疑われる事例となります。

各都道府県におかれましては、防疫対策徹底通知等を踏まえ、関係機関、関係団体等と連携し、①家きん飼養農場における飼養衛生管理の徹底、②毎日の健康観察及び異状の早期発見・早期通報の指導、③発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備等について取り組んでいただいているところですが、今回の確認事例を踏まえ、飼養衛生管理者メーリングリストや地域の協議会の活用等、あらゆる機会を捉えて、改めて関係者への指導及び都道府県における体制の確認をお願いします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイトにて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただくようお願いします。

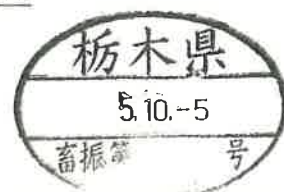
【農林水産省ウェブサイト】

○鳥インフルエンザについて

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

○令和 5 年度 鳥インフルエンザに関する情報について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r5_hpai_kokunai.html





環境省報道発表

令和5年10月4日（水）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （疑い事例、北海道美唄市）

<北海道同時発表>

1. 北海道美唄市で令和5年10月4日（水）にハシブトガラスの死亡野鳥1羽が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで一例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。今後、本事例について、遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。
3. この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：宇賀神 知則
室長補佐：村上 靖典
係 長：木富 正裕
担 当：兼松 賢人

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例	10/4	北海道	美唄市	死亡野鳥	ハシブトガラス	10/4	陽性	-	検査中	10/4

※ 現時点では、簡易検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を国立環境研究所で実施予定です。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

令和4年10月から高病原性鳥インフルエンザ発生時の公表方法を変更しました。具体的には、各都道府県内でのシーズン初確認の場合のほか、国内希少野生動物種での発生等、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の案件等は環境省ホームページに発生状況を随時掲載することとします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以上

高病原性鳥インフルエンザ

Highly Pathogenic Avian Influenza

防疫対策徹底のポイント

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

02 発生予防対策

1 家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における
交差のない動線、明確な
境界線の確保。

作業従事者のほか、
外部事業者も対策を徹底



野生動物対策

農場内の整理・整頓、
堆肥舎や鶏糞搬出口への
覆いの設置。

一見隙間のなさそうな家きん舎
でも入念に侵入口を点検



入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み
対策に野鳥避けの設置。
フィルター設置も検討。

普段は目が届きにくい
場所の対策も重要



2 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、
毎月都道府県で取りまとめ。

ネズミや害虫の駆除、
破損箇所の修繕、農場及
び共同施設への出入り時
の消毒などにも注意！

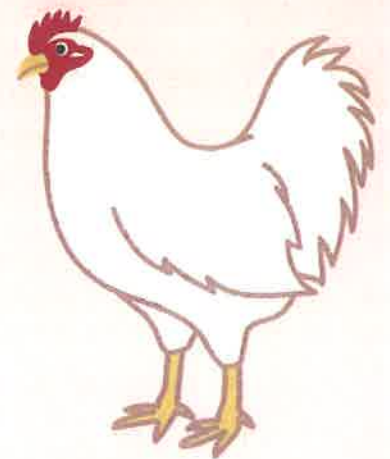
03 まん延防止対策

1 毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は
速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

2 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

疾病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、
都道府県内の関係部局及び関係機関、市町村、関係団体等と連携。



04 監視体制、環境対策等

- ・あひる等の水きん類を飼養している農場は、他に優先して定点モニタリングの対象。
- ・野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築。
- ・農場周辺の水場、環境での野生動物対策。